

天栄村移住希望者交通費支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村への移住及び定住を促進するため、本村への移住を希望し村内での活動等を行う者に対し、予算の範囲内において天栄村移住希望者交通費支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、天栄村補助金等の交付等に関する規則（昭和59年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 福島県外に住所がある者

(2) 本村に移住及び定住する意思のある者であって、次に掲げるいずれかの活動を行うために本村を訪れた者

ア 村の移住相談窓口における移住相談

イ 村内で、住居、仕事、子どもの就園又は就学先等を探す活動

ウ 天栄村短期滞在住宅を利用する活動

エ 村及び委託事業者が実施する移住関連の各種体験事業等に参加する活動

オ アからエまでに掲げるもののほか、村長が特に必要と認める活動

(3) 同様の補助金等を他から受けていない又は受ける予定がない者

(4) 天栄村暴力団排除条例（平成24年天栄村条例第1号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が利用した次のいずれかの経費とし、併給することはできない。

(1) 本村活動中に利用したレンタカーの借上げ料。ただし、燃料費は除く。

(2) 本村活動中に利用したタクシーの運賃

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、5,000円に本村での活動日数を乗じた額を上限とする。ただし、補助対象経費が上限に満たない場合は、補助対象経費から1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、補助対象者一人当たり同一年度内において最大10日間分とする。ただし、補助対象者に同行者がいる場合は、同行者についても補助対象者と同額を補助したものとみなす。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本村での活動後30日以内又は活動した年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を村長に提出しなければならない。

(1) 天栄村移住希望者交通費支援補助金交付申請書兼完了実績報告書（様式第1号）

(2) 福島県外に住所があることが確認できる書類の写し

(3) レンタカー借上げ又はタクシー利用に係る領収書の写し

(4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付額を決定し、天栄村移住希望者交通費支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による実績報告については、第5条に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

(補助金の請求)

第8条 第6条の規定による通知を受けた申請者は、天栄村移住希望者交通費支援補助金交付請求書(様式第3号)により、村長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 村長は、第6条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。

(2) その他村長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還等)

第10条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき、又はその他の事由により既に交付された補助金の額が交付すべき額を超えていることが判明したときは、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

天栄村長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

天栄村移住希望者交通費支援補助金交付申請書兼完了実績報告書

天栄村移住希望者交通費支援補助金の交付を受けたいので、天栄村移住希望者交通費支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金	円
---	---

2 申請内容

利用手段	レンタカー ・ タクシー
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動日数	日
同行者人数	名
借上げ料・運賃	円

3 同行者情報（同行者がいる場合は記入すること）

同行者氏名	申請者との関係	住 所

4 活動報告

日 付	活動場所	活動内容	備 考

【添付書類】

- ①福島県外に住所があることが確認できる書類の写し
- ②レンタカー借上げ又はタクシー利用に係る領収書の写し

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

天栄村長

天栄村移住希望者交通費支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました天栄村移住希望者交通費支援補助金について、下記のとおり決定しましたので天栄村移住希望者交通費支援補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記
補助金の額 円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

天栄村長 様

住 所
氏 名
電話番号

㊞

天栄村移住希望者交通費支援補助金交付請求書
年 月 日付け 第 号で交付決定のありました天栄村移住希望者交通費
支援補助金について、天栄村移住希望者交通費支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記
のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) ----- 		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。